

「河は流れ」の意味をもつて、税理士会は激動期を迎えていた。全国青年税理士連盟の運営状況や、税理士会の運営問題についての議論がなされた。

全國青年税理士連盟

發行所
全國青年税理士連盟
東京都目黒区碑文谷
1-19-13(03) (716)5382
(税理士村田昭昭事務所)
編集兼発行人 秋田 清光

河は大海に向つて流れているのか

——法害をストップしよう——

代表幹事 村田 昭

「河は流れ」という詩が一時流行したが、今の税理士会は確かに激流の如く岩に大波をたてながら流れている。河という語感から我々が受けるものは、水清くして大海に注ぐ光景を頭にうかべるが、税理士会という河は果して水が清いだらうか。自然の理にかなつた流れ方をしているのだろうか。逆流しそうな気配はないだろうか。人々は清流であるからこそ河にひかれるのであって、黒ずんだ河には人々は背を向けるだろ

う。税理士会は激動期を迎えていた。全国青年税理士連盟の運営状況や、税理士会の運営問題についての議論がなされた。

反対運動の過程の中で、突如として、いわゆる「七人のサムライの連判状」事件は、今の税理士会の実情を如実に物語るアクシデン

トであった。

それは本年二月二十六日付で自民党後藤法務部会長に「要望書」を提出されたもので「政治は妥協なり」との考え方からする妥協的解決を要望したものである。これには、日税連の副会長名ではなく各地方会の会長名で提出され、民主主義のルールを心得ている常識的な会員から、するどい批判がなされたのである。

二月九日の日税連の正副会長会で決定されたので、それに従って要望書を出したとのことであるが、もしそれが真実であるなら、日税連会長名で出すことが組織の意見であつて、いやしくも地方会の会長名で出すこと自体、おまけに七人のみで実行することは常識的ではない。第一に、正副会長会の結果だらうが、果して「改悪の本質」を政府、自民党に理解させようか。改悪反対運動の結果、国会上程阻止ができたことは一つの成果だらうが、果して何が残っただろうか。改悪反対運動の結果、又、国民の世論的支持をうけての上程阻止だったのだろうか。

今、全国青税連の第四回定時代議員総会を迎える時あたり、我々は冷静に反省してみる必要がある。会則違反ではないのか。二月二日の「商法改悪阻止国民大会」を無視するものではないのか。各地方会の会長が、商法改悪に賛成するのではあるまい。この問題をとり上げた理由は税理士会の団結を叫びたいからである。団結の精神があれば、今回の見苦しいアクシデントは起きたかったであろう。

税理士会の会員は、その構成上に体質的問題があり、なかなか団結していく一面があるが、少なくとも青年税理士だけでも、青年らしい純粹な心で一致団結して行動したいからである。

我々が若年寄的な言動をするとしたら、それこそ河の流れを逆行させる要因となる。税理士会という河は、山谷の小さな谷間をぬつて大海を求めて流れ、今や大河となりつつあるのであるが、特試というパイプから汚水が流出し、法害となっている。このパイプを一日も早く取りのぞき、汚水をきれいにしなければ、納税者は河のほとりに寄つてこなくなるだろう。河の水質も悪化するだろう。

我々は、特試合格者その人を批判するつもりはない。山があるから登る・制度があるから利用するという人間心理は理解できる。しかし、悪い制度は良い制度を崩壊させることが多いのである。

河をせきとめようとする商法改悪のダムは、河の流れを逆行させ大海に到達して真の税理士制度確立という流れをストップさせようとしているのである。我々は納税者の河としたいし、清流としたいこの一年間、代表幹事という立場から、全ての出来事を見聞してきたが、最も印象に残り、最も考えさせられたことを雑文としてここに記す。

全国青税連の発展のために全力をつくしたい。



相互信頼ということ

深浦道正

税理士法第一条には税理士の職責として「税理士は中正な立場において、納税義務者の信頼にこたえ……」と規定しています。信頼とは信じてたよることを意味し、信とは人の言をもって正しいとすることであって、それは自らの言葉と行動に責任をもつことによつて成り立つものです。

より、税理士法第二条の業務を行なうわけですが、納税者は税理士を信頼すればこそ業務を依頼するのですし、税理士も納税者を信頼して業務を行なうのでなければ到底満足な結果をえられないのですから、税理士と納税者の間には相互信頼の関係が打ち立てられています。

つぎに納税者と税務当局との相互信頼はといえば、例外はともかく、一般的にいえば存在しないといえましょう。むしろ、そこにあらわれるのは相互不信といわれるべきものであって、租税そのものの持つ歴史的背景から考察しても当然

題は、その発想が納稅者、税理士、の確立といふことに發しており、まづ税理士と税務当局との間に相互信頼關係を確立し、これを納稅者と税務当局との間に押し進めて行く、といふ方法を開しようとするのである。

否は別として、税務当局も充分認めているところです。このことは納税者と税務当局との相互不信感がそのまま税理士と税務当局との間の相互不信となる、という三段論法を成立させることとなります。このような論証が誤りでないことを裏づける多くの事実をわれは過去において味わっており

であり、税法の存在もこのようないいふの所産であるとの意見も、あなたがち極言とは言いきれないでしょ。

するものと解しております。三段論法的にいえば、逆に納税者と税務当局間の相互信頼関係を確立し、これを税理士と税務当局間に敷衍することも可能となります。が、方法論的には無理があるので、

います。これらの不信感は、税理士みずからが抱くものもありますし、また納税者の抱くものにもづくものもあります。何れにしましても、税務当局に対する不信感が如何に根強くかつ幅広いもので

が必要でしょ。しかし、実施の時期には大いに問題があります。税理士会の内部から意欲的にこの制度の実施を望む声の出てくる時、その時まで実施は差しひかえるべきでしょ。

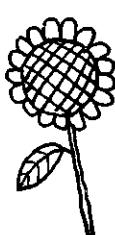
と、懇談会の質問の相当部分のよ
りで感じられるのは反対意見の全部
である。そこで、この問題を解消する
ためには、税務当局に対する不信心を
なくすことが最も重要なことである。
そこで、まず、税務当局に対する信
頼感を回復するためには、税務当局
が、その立場からして、何をやるべき
か、何をやるべきでないか、明確に示
さなければならぬ。たゞ、その立場から
して、何をやるべきか、何をやるべきで
ないか、明確に示さなければならぬ。

頼関係の確立に情熱の火を燃やさなければならぬでしよう。
チエック・シートに対する賛否論は、今日殆んど出づくした感
があります。また、私達の所属する名古屋会は、すでにこの問題に
關する局との協議会を二回行なつており、相當に突つこんだ論議が
されておりますが、なお審議未了の状態です。これらの記録を読ん

税理士会に対する提案となってきたのであるうかと思ひます。何れにしましても税務当局が、税理士あるいは納税者との相互不信任を払底しようという理念に立つならば、それが税務行政の行きづまりから生じたかどうかという原因はさておいて、税理士も相互信

士みずからが抱くものもありますし、また納税者の抱くものにもづくものもあります。何れにしましても、税務当局に対する不信感が如何に根強くかつ幅広いもので

が必要でしょう。しかし、実施の時期には大いに問題があります。税理士会の内部から意欲的にこの制度の実施を望む声の出てくる時、その時まで実施は差しひかえるべきでしょう。



租税法律主義と 税理士制度

名古屋 武山和正

日本国憲法第三〇条及び同第八四条に規定する租税法律主義の原則は、これに基づく主要税法における申告納税方式の採用と相俟つて、わが税理士制度の存在理由を基礎づけている。

本稿においては、
(1) 租税法律主義の意味づけ
(2) 申告納税方式採用の基礎的
前提
(3) 税理士制度の意義

以上の三項目に分たって、今後さらに研究を促すべき重点の指摘を試みたい。

(1) 租税法律主義の意味づけ

租税法律主義は、課税実体法と課税手続法の両域にわたって要請されている。

まず、課税実体法においては課税要件法定主義の原則として、とくに立法面にたいし要請される原則である。課税要件を法律事項とすること、いいかえれば、政令(命令)でもって創設的規定を設ける

ことはできない、いわんや通達でもってこれを設けることはできないといふ原則である。
つぎに、課税手続法においては、税務行政の法律適合性の原則として、とくに執行面にたいして要請される原則である。この原則は、さらに合衆国憲法のデュープロセス・クローズ(適正手続条項)の思想の流れを汲む日本国憲法第三一条の法定手続の保障の規定に基づく要請とも関連するものと考えられる。(臨時行政調査会第三専門部会第二分科会—行政手続に関する中間報告—昭和三十八年五月一八日)

青色申告者にたいする一連の手続保障規定は、右の理念に沿うものである。たとえば、青色申告に対する更正の理由附記の規定一所得税法第一五五条、法人税法第一三〇条がそれである。

最高裁判所は昭和三八年五月三一日第二小法延判決において、法

が理由附記を命じてある以上、その記載を欠く行政处分は取消原因となる違法性を拂ひるのであることを説示して、被告の主張を斥けている。

(2) 申告納税方式採用の基礎的 前提

一日第二小法延判決において、法規を基準として審査確認し、是正する職能と、サービスを主体として技術的助言と指導的勧告を行なう職能の二つを根本的職能とするものである。

それは納税申告の内容を租税法規を基準として審査確認し、是正する職能と、サービスを主体として技術的助言と指導的勧告を行なう職能の二つを根本的職能とするものである。

税理士制度は、日本国憲法の定める租税法律主義の原則に基づき、租税法律関係における納税申告の租税債務者としての納税申告の側における一定の自己賦課と、これにたいする税務行政のための申告資料の準備を促すをもって措置され、もって納税者の正当な法の手続を求める権利が尊重され、この上に、税務行政と納税者の間のいわゆる相互(信頼)の関係が築き上げられなければならない。

税理士制度においても、たとえば税理士法第三四条、同第三五条の効力規定化を計ることは、税理士法第一条及び同第二条の改正問題と同時に論じられなければならないであろう。

青色申告者にたいする一連の手

續保障規定は、右の理念に沿うものである。たとえば、青色申告に対する更正の理由附記の規定一所得税法第一五五条、法人税法第一三〇条がそれである。

最高裁判所は昭和三八年五月三一日第二小法延判決において、法が理由附記を命じてある以上、その記載を欠く行政处分は取消原因となる違法性を拂ひるのであることを説示して、被告の主張を斥けている。

それは納税申告の内容を租税法規を基準として審査確認し、是正する職能と、サービスを主体として技術的助言と指導的勧告を行なう職能の二つを根本的職能とするものである。

税理士制度は、さらにその公共的性から当然脱税指導は厳重に禁止されなければならないことは言うまでもなく、このことは税理士制度と租税法律主義の接点における業務基準を求めるに由来する使命を帯びるものとして、その法的権限を確立していく過程にこ

ることはできない、いわんや通達でもってこれを設けることはできないといふ原則である。

つぎに、課税手続法においては、税務行政の法律適合性の原則として、とくに執行面にたいして要請される原則である。この原則は、さらに合衆国憲法のデュープロセス・クローズ(適正手続条項)の思想の流れを汲む日本国憲法第三一条の法定手続の保障の規定に基づく要請とも関連するものと考えられる。(臨時行政調査会第三専門部会第二分科会—行政手続に関する中間報告—昭和三八年五月一八日)

青色申告者にたいする一連の手續保障規定は、右の理念に沿うものである。たとえば、青色申告に対する更正の理由附記の規定一所得税法第一五五条、法人税法第一三〇条がそれである。

最高裁判所は昭和三八年五月三一日第二小法延判決において、法規を基準として審査確認し、是正する職能と、サービスを主体として技術的助言と指導的勧告を行なう職能の二つを根本的職能とするものである。

税理士制度は、日本国憲法の定める租税法律主義の原則に基づき、租税法律関係における納税申告の租税債務者としての納税申告の側における一定の自己賦課と、これにたいする税務行政のための申告資料の準備を促すをもって措置され、もって納税者の正当な法の手続を求める権利が尊重され、この上に、税務行政と納税者の間のいわゆる相互(信頼)の関係が築き上げられなければならない。

税理士制度においても、たとえば税理士法第三四条、同第三五条の効力規定化を計ることは、税理士法第一条及び同第二条の改正問題と同時に論じられなければならないであろう。

青色申告者にたいする一連の手

續保障規定は、右の理念に沿うものである。たとえば、青色申告に対する更正の理由附記の規定一所得税法第一五五条、法人税法第一三〇条がそれである。

最高裁判所は昭和三八年五月三一日第二小法延判決において、法規を基準として審査確認し、是正する職能と、サービスを主体として技術的助言と指導的勧告を行なう職能の二つを根本的職能とするものである。

税理士制度は、さらにその公共的性から当然脱税指導は厳重に禁止されなければならないことは言うまでもなく、このことは税理士制度と租税法律主義の接点における業務基準を求めるに由来する使命を帯びるものとして、その法的権限を確立していく過程にこ

全国青税連に期待する

山形 安孫子 昌祐

税理士登録者は此處数年急激に増え二万三千人を超えている。しかし税理士の資質については果して向上しているだろうか。

税理士制度が税務行政に与える影響は大であり、申告納税制度の発展は、一つに税理士の資質の向上にあるともいえる。

税理士が眞に納税者の信頼を受けるには税理士制度の改善と共に資質の向上に努力しなければならない。

問題、コンピューター導入問題等山積する問題にいかに対処していくか、全国の税理士が強い職業意識をもち、組織を通じて一貫となつてこれなどに対処せねばならない。若者の主張は時には未熟さとして受けとられ、自己主張が強すぎるとして批判されがちである。

弁護士会等の当然の反対理由に、税理士の資質の問題があることを考慮する必要がある。

同時に税理士制度の発展に阻害となつてゐる特別試験を廃止したことによって、今後の職域の拡大を推進しなければならない。

今、税務訴訟代理権について考察するに事業関との最初から訴訟を結集し、相互研修、情報交換、親睦を通じ将来の税理士像を語りあう同志の組織として若い情熱をもつて活動していることは、その機会に恵まれない地方の税理士にとって非常に心強く、その発展向上を願つて止まない。

現在の税理士業界をとりまく環境は前途多難を思わせるものがあつて。商法改正問題、税理士法改正の問題を考慮する必要があるかどうか疑問である。

全ての税理士が現在の状態で、これは受け入れる税理士の資質の問題を考慮する必要がある。

むしろ既に税理士の資格をもつ



暑中御見舞申し上げます

日本経営通信社社員一同

顧問先配布用「月刊会計ニュース」は全国の先生方に喜ばれています

顧問先にお配り下さい

日本経営通信社

経営者に必要な税務・労務・経営の情報や実務を月1回先生のお名前で発行いたします

本社 東京都新宿区新宿2-1-57 佐原ビル
電話 (356) 0061 (4) (352) 0760 - 0769番
支社 大阪市東区内淡路町1-26 片岡ビル
電話 (941) 7227番(代表)

全国青税連

「代表なければ課税なし」ある
いは「法律なれば課税なし」の
原則的表現と云われる租税法律主
義は、一般的には国民の財産権の
保障と法律生活の安定性の見地か
ら考えられている。

これは歴史的には、ブルジョア
民主主義革命、すなわち封建的專
制権力に対する市民階級の自由平
等の民主主義的諸権利の確立要
求の一環として、不公平で重い課
税をしいられたブルジョアジーの
経済的要求の所産である。

従つてアダムスミスが国富論に
おいて、明確の原則、適法の原則
という二大租税原則を確立したの
は、これらブルジョアジーの經濟
的要素に理論的基礎を与えたもの
である。

しかし、このような租税法律主
義は、右にみた如く、もともとブル
ジョア民主主義的要素として成
立したものである以上、國家権力
による恣意的な課税から保護され
るべきものは、ブルジョアジーの
私有財産制度そのものであって、
多數の国民の財産権や生存権と
は、およそ無縁であるという矛盾
を胚胎していたのである。

従つて、自由放任主義、あるいは
又、夜警国家と云われた産業資
本の勃興期においては、この矛盾

がそれほどめだたなかったけれど
も、資本主義が独立段階に入り、
国家財政が急速に膨脹し、租税收
入の増大が必然化するにともな
る矛盾が激化し表面化することと
なった。

つまり、年々厖大化する国家財
政の確保のために、国会の議決
による租税法という法形式がと
りやすれば、多数の国民に重
税を課する法律であろうとも、こ
れをもって租税法律主義であると

戦前の欽定憲法とは異なり「常に
基本的人権を尊重し、民主主義に
基いて、國政を運営する」（日本
国憲法公布式典勅語）ことを根本
的理念として、主権在民をその前
文において宣言しているのであ
る。

従つて、租税法律主義を考察す
る場合には、常に憲法の精神にた
かえり、これを大前提として、
租税法の立法、解釈のみならず、
稅務行政についても検討する必要
がある。

この結果、現代の租税法律主義
は、國民一般大衆に対しても、國
家の課税権の保障として作用し、
財産権の保護の後退をはじめとし
て生活権そのものをも破壊する大
衆課税として現出する。他方、國
家権力を握っている巨大企業にと
つては、これが逆に國家の課税権
の制限の保障として租税法律主義
は作用するのであって、具体的に

規定しているが、現行の租税に
する法令が、形式的にも実質的に
も現行憲法の中心的柱である主権
在民、基本的人権の擁護の精神に
則つてこそ、多数の国民が納

は租税特別措置法などを通じての
財産権の保障—資本蓄積への積極
的な貢献として現出するのであ
る。

ともに、はまた、その実質的
内容として、租税法の定立、解釈
においては、憲法に規定する基本
的人権に関する諸条項を総体的に
とらえてこそ、租税法律主義の現
代的意義が存するのである。

従つて、我々税理士は日本國憲
法を尊重することを第一の責務に
おき、租税法律主義の形式的内容
に努力すること—具体的一例とし
ては、所得稅法上の扶養控除額が
憲法第二十五条の健康で文化的な最
低限度の生活を営み得る額である
か否かを吟味すること—が、國民
精神に則り、実質的内容をも吟味
してこそ、その責務を全うしうる
こととなるであろう。

大阪合同税理士会は、今回、全
則改正を行ない、第八条において
「日本国憲法を尊重し、租税法律
主義が國民に保障する権利を擁護
することは、税理士の崇高にして
名譽ある使命である」と高らかに
宣言した。

現行税理士法は、税理士の職責
として第一条に「納稅義務者の信
頼にこたえ、租税に関する法令に
規定された納稅義務を適正に實現
し、納稅に関する道義を高めるよ
うに努力しなければならない」と
規定しているが、現行の租税に
する法令が、形式的にも実質的に
も現行憲法の中心的柱である主権
在民、基本的人権の擁護の精神に
則つてこそ、多数の国民が納

する考え方—これを私は形式的内
容の租税法律主義ととらえる—が
横行していく。

この結果、現代の租税法律主義
は、國民一般大衆に対しては、國
家の課税権の保障として作用し、
財産権の保護の後退をはじめとし
て生活権そのものをも破壊する大
衆課税として現出する。他方、國
家権力を握っている巨大企業にと
つては、これが逆に國家の課税権
の制限の保障として租税法律主義
は作用するのであって、具体的に

規定しているが、現行の租税に
する法令が、形式的にも実質的に
も現行憲法の中心的柱である主権
在民、基本的人権の擁護の精神に
則つてこそ、多数の国民が納

する場合には、常に憲法の精神にた
かえり、これを大前提として、
租税法の立法、解釈のみならず、
稅務行政についても検討する必要
がある。

すなわち、租税法律主義は、形
式的内容としては、租税法の定立
においては、権利義務に影響する
事項は、能うる限り厳格詳細に形
式上の法律において規制されるべ
きこと。租税法の解釈においては
法規の類推、縮少及び拡張等の解
釈はいましめられるべきであると

（研究部長）

諏訪税務研究会の報告

長野県の諏訪に青年税務研究会(昭和生まれの税理士)が誕生したのは三年くらい前である。当会の目的は会員相互の研修連絡と親睦であった。しかし我々の業界に、商法改正及び税理士法改正問題が風雲急を告げる昨今、諏訪青年税務研究会の年税務研究会の目的は研修と親睦のみでよいのかの意見あり。全国の青年税理士が業界の将来をどのように考へ、また業界のあるべき姿を討論する機構、場所はあるのかの質問に答えてくれたのが、全国青年税理士連盟であった。代表幹事村田昭氏と東京青年税理士連盟会長寺沢隼人氏に諏訪へ来訪を願い、全青税の目的を理解し、共鳴し入会の運びとなり。

当会の目的に「全国青年税理士連盟との連絡」が昨年五月一日に追加され、全青税活動に参加をする。

当会は、毎月税理士部会終了後

研究会を開催。改正税法の研究とか業務上発生した問題の解説、会員登記を中心とした登記申請書、実務上の注意点などを研修する。それに最近とくに会の行き方に変化をもたらしたのは、全青税の動向報告である。東京、名古屋、大阪の各青年税理士連盟の役員の方達が自業を削っても将来の税理士のあるべき姿の追究に献身的な努力をされていること。商法改正問題を税理士法改正問題、チェックシートの問題、また京都での野球大会、旅行等の動向が報告されることであり、田舎にいる税理士にも、業界情報がスピードで連絡されることである。税理士制度の発展があるところに、税理士が社会的に高く評価されていく過程がある。その業界発展強化を旗印としている全青税に共鳴し、加入して組織拡大委員会に当会で宮沢正寿、高木幹事から小使まで一切を引受けている。個人の力には限界があり、限りない発展はあり得ない。そこで九月五日の例会で当会の組織を総務部、広報部、厚生部、

高知会は、発足以來やつと一年を数えようとしている。現在まで三人の有志が代表幹事から小使まで一切を引受けているが、個人の力には限界があり、限りない発展はあり得ない。そこで九月五日の例会で当会の組織を総務部、広報部、厚生部、

高知会は、発足以來やつと一年を数えようとしている。現在まで三人の有志が代表幹事から小使まで一切を引受けているが、個人の力には限界があり、限りない発展はあり得ない。そこで九月五日の例会で当会の組織を総務部、広報部、厚生部、

はあるが、松本市、伊那市、佐久市、長野市、飯田市等に所属する青年税理士に呼びかけをすることに決定し、活動が開始された。この運動がやはては、関東信越青年税理士連盟への加入と発展し、真に青年税理士の建設的な業界発展の叫びが結集されることを祈念する。

第一次議案に対する意見書を作成し登記を提出した。

第一次議案に対し国税労働組合は大反対で、二十年勤務すれば無年税理士連盟への加入と発展し、条件、無試験で税理士の資格を望んでいるようである。無試験同様の特別試験さえも免除しろというわけだ。我々はその気持を哀れに思う。二十年勤務し、無試験で税理士になる資格なり自力があるならば、精々堂々と普通試験を受験すればよいであろう。苦しみに耐え貰き、資格を得てこそ喜びがある。税理士としてのプライドがもたらす。國税労働組合は今後、既得権を権利に運動を進めるようである。既得権は既に存在しないはずである。何故なら、昭和二十六年に法施行の際、特試制度は存在せず、法施行当時十五年または二十年勤務していれば資格を取得できず、その後は資格を付与されなかつた。しかし、昭和二十九年十一月国税労働組合は税務職員が税理士となる資格を要求した。そこで二十六年の法施行の際に、経過措置の条件に該当しなかつた税務職員でも、実務経験年数により特試制度を受けられた。その期限は八月十一日付の税理士簿で税理士改正第一次議案が発表され研究会を布石とした。味な活動で

ると言つても過言ではない。早速市、長野市、飯田市等に所属する青年税理士に呼びかけをすることに決定し、活動が開始された。この運動がやはては、関東信越青年税理士連盟への加入と発展し、真に青年税理士の建設的な業界発展の叫びが結集されることを祈念する。

第一次議案に対する意見書を作成し登記を提出した。

第一次議案に対し国税労働組合は大反対で、二十年勤務すれば無年税理士連盟への加入と発展し、条件、無試験で税理士の資格を望んでいるようである。無試験同様の特別試験さえも免除しろというわけだ。我々はその気持を哀れに思う。二十年勤務し、無試験で税理士になる資格なり自力があるならば、精々堂々と普通試験を受験すればよいであろう。苦しみに耐え貰き、資格を得てこそ喜びがある。税理士としてのプライドがもたらす。國税労働組合は今後、既得権を権利に運動を進めるようである。既得権は既に存在しないはずである。何故なら、昭和二十六年に法施行の際、特試制度は存在せず、法施行当時十五年または二十年勤務していれば資格を取得できず、その後は資格を付与されなかつた。しかし、昭和二十九年十一月国税労働組合は税務職員が税理士となる資格を要求した。そこで二十六年の法施行の際に、経過措置の条件に該当しなかつた税務職員でも、実務経験年数により特試制度を受けられた。その期限は八月十一日付の税理士簿で税理士改正第一次議案が発表され研究会を布石とした。味な活動で



税理士の将来

鹿児島坂口健一

税理士業務に携わっていて自分将来を考えない人はない。ただ漠然と考えていても何の結論も得られない。とすれば、過去を振り返り、現在を眺望して未来を予測するのが定石である。

私が開業した昭和三十三年頃、税理士は一万人に達してはいなかつた。先輩の業務を見よう見眞似でやってきた。ただ我武者羅に記帳をし、決算をしたものである。その頃は理論的な交渉など一顧だにされず、腹芸とか口先三寸の交渉が多かつた。若い私には到底真似のできる代物ではなかつた。

『こんな時代は何時かな癒。きっとと税理論を踏まえた正統派の時代がくる』と、予測した。税法をはじめ法律一般の法理論の研究をはじめたのもその頃からである。

税界出身の人が開業すると、得意先がワソサと集つたのもその頃である。私のような若年の税理士など一件の得意先を探すのにづいぶん苦労したものである。そのため、その一件に全力投球したものだ。

現在、その一件一件が豊かに実り安定している。一朝一夕にしてなつたものではない。十数年の歳月を費しているのである。『もと税務署にいたのだから顔がきくだろう』こういう憶測のもとに依頼する納税者が多かつたのである。

『もと税務署にいたのだから顔がきくだろう』こういう憶測のもとに依頼する納税者が多かつたのである。

如何に機械化されてもそれを動かし、それに命令を与えるものは人間である。誤ったデータを与えて所詮、機械は命令どおりにしか働かない器物なのである。

機械に正確な命令を与える人間それは知識の豊富な者である。データをチェックし得る専門家、それが税理士なのである。機械化恐るに足らず。

国税当局に隸属し、決められた税法を記憶し、ただ黙々と守つていいだけが税理士ではない。第一戦にあって税法の矛盾を感じ立派過程の中途においてこれを反映させ、改正すべき努力をするのも税理士の使命である。

世の進歩とともに、税理士も計画から脱却しなければならない。税政連を通じて、公平な税法を施行すべく、それだけの力をつけるのである。

話合いをして幹事会で審議する事だったので六月二十一日横浜での正副代表幹事会の報告が寺澤副代表幹事から発表され、これを受けた村田代表幹事が「辞任したい」という文書を各会の代表に送付していただが重安な時期でもある。組織拡大も不充分であるので、代表幹事に代議員総会で推せんが得られ、皆さんの全面的協力が得られるならもう一期全力で努力する」との意志表明があり幹事会は承諾した。ついで村田代表幹事より次期の基本構想が発表された。その主なるものは、一、直送体制の確立、二、年六回の会報発行、三、新しい構想の組織拡大推進委員会を作る、四、副会長は五名とし神奈川と個人加入会員代表として各々一名の副会長をおく、五、幹事は百名近いものとし、全国各地から適任者を抜擢する（各県別の幹事の配分が発表された）六、次の総会から部長、副部長・各種委員長等の氏名を発表するとの表明があつた。

なお当日の夜は税対委が開催され、いわゆる二次試験の検討がなされた。

幹事会

頼で記帳、決算をやり申告を代行するだけである。現在は過去の始まりである。このままでは何時しか破綻をきたすことは必定である。

とはいうものの『電子計算機が発達すれば税理士の仕事はなくなつたものではない。十数年の歳月を費しているのである。『もと

館で七月一日午後一時から各務副代表幹事の議長で開催された。議題は第四回定期代議員総会に関する件。

一、議案書の検討、④各部事業報告の件、⑤各部事業計画の件、⑥昭和四十五年度収支予算案の件、⑦昭和四十六年度収支予算案の件、⑧規約改正の件、⑨大会決議文の件、

二、総会開催並びに運営対策に関する件、三、役員改選に関する件、四、その他、六月七日大阪で同一議題を審議したが、その審議未了の項目について検討した。

来期は会報等の直送体制を組んでみたい。会報は年六回発行したいとの村田代表幹事の次期申し送り要望もあって、これにともない四十六年度の予算を組んだ。

特に時間費を費したのは大会決議文の内容と表現であった。

長時間の検討の末、幹事会承認の原案を作成した。

人事について六月七日の第七回幹事会の決定は正副代表幹事会で



全国青税連に提言

伊東市原昭三

全青税連の規約について、たしか今年の春のことだったと思うが、拙い意見を書き並べて提出したことがある。個人加入会員の立場からその扱いについて次の二点を提言したい。

過日連盟から送られてきた現行規約をみると未組織地区、いわゆる個人加入会員に対する考慮が勿論払われてきてはいるが、今一つ何か物足りない感がしないでもない。

我々個人加入者は現段階においては一匹狼のごとき存在であつて代議員総会への出席についても現行規約によれば事前に十名について一名の割り合で代議員を選出していく。従つて我々は誰と誰が個人加入会員であるかを予め承知してお互に連絡を保つて事に臨まねばならないということになるのではなかろうか。また、右の選出についても選出することができるのであつて、必ずしも選出せずとも

その役目を存分に發揮することができるであろうか。

ともあれ当田の出席者(個人会員)の多寡によって突然に代議員にしたてることの是非を充分にご検討を願いたいと思うのである。

次に、過日私は連盟より組織拡大委員を委嘱する旨の書面をいたしましたのであるが、実のところ少々困惑しているのである。

私は連盟に加入してまだ一年と

少々であるが、過去一年を振り返

って連盟の種々の事業と自分が感じた会員としてのメリットを考えてみた。勿論、事業そのものは夫

々有意義なものであったことは確

かであろう。しかし、我々のように

地方に点在している者にとっては

行事のある都度、その開催地まで

市において開催されたことは周知のとおりであるが、私も通知をいただき出席をする機会を得たので

ある。勿論、代議員としてではなく一會員としてである。ところが当日議事進行中途において動議

として突然当日出席した個人加入会員は代議員とみなして云々といふことに相成ったのである。

従つて当日出席した個人加入会員は結果的に代議員として出席し

たことになったのであるが、問題

はここにあるのである。突然に代

リットを真に感じ得るような方策を考慮されるよう提言する。

第四回定期代議員総会

七月十八日(日)

京都国際会議場にて挙行

全国青税連第四回定期代議員総会は七月十八日、

京都宝池、国際会館において次のとおり開催される。

代議員総会

日時 十八日、十三時～十五時

場所 国際会議場B1 会議室

研究会 同会場

日時 十八日、十五時三十分～十七時

記念講演 「現代社会と法」

講師 立命館大学名誉総長

末川博先生

懇親会

日時 十八日、十八時三十分～二十時三十分

場所 ホテル嵐山

十九日(月)は旅行と釣、ゴルフ及びマージャンの三部会に分れてレクレーション大会を催します。